

第3節 施策の体系



2. 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 就労支援、定住化の促進	①就職支援と起業支援
		②定住化の促進
	(2) 仕事と子育ての両立の推進	①仕事と子育てが両立できる保育体制等の充実
		②働きやすい環境づくりに向けた企業への働きかけ
	(3) 出会い・結婚支援の充実	①出会い・結婚支援の充実
3. 困難を抱える子ども・若者、家庭への支援	(1) 児童虐待防止対策の充実	①児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応の体制づくり
		②関係機関との連絡調整
	(2) 厳しい環境に置かれた子ども・若者への支援	①ひとり親家庭への支援
		②こどもの貧困への支援
		③ヤングケアラーへの支援
		④こども食堂等の取組への支援
		⑤児童・生徒への学習の機会の確保や学びの継続への支援
	(3) 外国人幼児・児童等への支援の充実	①外国人幼児・児童等への支援の充実
	(4) 障がい児への支援の充実	①障がい児への支援の充実
	(5)困難を抱える子ども・若者やその家族に対する支援体制の充実	① 困難を抱える子ども・若者やその家族に対する支援体制の充実
4. 子育てができる環境づくり	(1) 子育て世帯が子育てしやすい環境の整備	①経済的な支援
		②こどもの遊ぶ機会の充実
		③こどもや子育て家庭の居場所の整備
	(2) 安心・安全な子育て環境の充実	①交通安全対策の充実
		②防犯体制の充実
		③地域医療体制の充実

第4章 推進施策

第1節 こども・子育て支援サービスの充実

(1) 教育・保育サービスの充実

①教育・保育事業の充実

町民のニーズを把握しながら、教育・保育施設のサービス向上に努めていきます。

◆ 保育サービスの充実

町民ニーズの把握に努め、保育サービスの充実を図ります。

◆ 教育・保育施設の整備

保育園、幼稚園の利用希望を確認しながら、町内の教育・保育施設の在り方を検討し、安全かつ過ごしやすい環境の教育・保育施設の整備を進めます。

◆ 民間事業者との連携

町内民間事業者と協力、連携し、こどもが教育・保育サービスを受けられる環境を維持していきます。

◆ 教育・保育人材の資質向上・確保

教員や保育士同士の交流や研修の機会を確保し、教育・保育人材の資質向上を図り、併せて、計画的な人材確保に努めます。

②放課後児童対策の推進

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、こどもが安心して放課後の時間を過ごせる居場所の提供に努めます。

◆ 放課後児童クラブの実施

義務教育学校ごとに放課後児童クラブを設置し、利用を希望する児童が安心・安全に利用できる児童クラブの実施に取り組みます。また、研修等を通じて支援員の資質の向上を図るとともに、放課後児童クラブについての情報発信に取り組みます。

◆ 放課後子ども教室の実施

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、町内で行うことのできる多様な体験・活動を行うことができる居場所として、放課後児童クラブと連携しながら、放課後子ども教室を実施します。

◆ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を進め、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる場を確保していきます。

② いつでも気軽に利用できる子育て支援施設の充実

町民（子育て家庭）のニーズの把握に努め、子育て家庭やこどもが気軽に利用しやすく、交流の場となるような支援施設を提供します。

◆ 子育て支援施設の充実

町民のニーズを把握しながら、親子で楽しめるイベントやサービスの充実を図ります。また、こどもと子育て中の保護者が利用する施設と認識してもらえる取組を進め、気軽に利用できる施設を目指します。

◆ 子育て世帯が交流できる機会の提供

子育て世帯が交流できる仕組みづくりに取り組み、交流できる場を提供していきます。

④ 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

多様化するニーズに対応し、一人ひとりの状況にあった保育サービスを提供できるよう、サービスの向上を図ります。

◆ 休日保育の実施

ゴールデンウィーク等の長期休暇中に休日保育事業を実施します。

◆ 延長保育の実施

短時間保育の利用者への延長保育を町内保育園で実施します。

また、短時間保育の利用時間以上の保育について対応し、延長保育については、保護者の意向を確認しながら実施対応について検討していきます。

◆ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

町内の園や関係機関等と連携し、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度（こども誰でも通園制度）の実施に向けて、サービス提供体制の検討や体制の整備に取り組めます。

（２）情報発信・相談支援体制の充実

①子育てを支援する温かな相談体制づくり

子育て支援施設、学校、地域住民と連携・協力し、子育て世帯が安心して子育てに取り組める相談体制を整備します。

◆ 教育相談員による相談の実施

教育相談員を配置し、園や義務教育学校の巡回指導や相談業務を実施しています。また、相談方法の柔軟化を進め、相談員の増員等を検討していきます。

◆ 相談員や主任児童委員等の資質の向上

子育ての相談に携わる相談員や主任児童委員等の研修・育成に取り組めます。

◆ 相談体制の充実

訪問相談やメール相談等を実施するとともに、アプリケーションの活用など、色々な相談を受ける方法を整備し、相談しやすい体制を作ります。

◆ 切れ目のない支援体制の充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する取組を充実させ、併せてこども家庭センターの設置を進めます。

③ 情報発信体制の充実

子育てに関する情報を必要とする人が、容易に必要とする情報を得られるよう、情報発信体制の充実を図ります。

◆ 広報誌やＩＣＴを活用した子育て支援情報の提供

町広報誌や子育て支援施設のおたより等の既存の情報誌に加え、ＬＩＮＥ等のＳＮＳでの情報発信、また、スマートフォンのアプリケーションの活用等、ＩＣＴを活用した相談サービスの提供など、子育て中の保護者が必要な情報が得られる環境を整備します。

（３）地域で子育てを支援する環境整備

①地域全体で子育てを支援する意識の啓発

地域ぐるみで子育てを支えるまちの実現のため、地域で子育てを支援する意識の向上を図ります。

◆ 子育て支援事業やイベント開催時における子育て意識の啓発

子育て支援施設での事業やイベント開催時に民生委員・児童委員や地域住民と連携し、子育て意識の啓発を行います。

◆ 広報誌等を活用した意識啓発

広報誌やホームページなど様々な方法や媒体を活用し、子育て意識の啓発を図る取組を行います。

②子育て世帯の相互交流の推進

子育て世帯が孤立し悩みを抱え込んでしまうことがないように、子育て世帯同士の交流の場の提供に取り組みます。

◆ 子育てに関する情報交換の場の提供

利用しやすい子育て支援施設となる取組等を検討し、子育て世帯が情報交換できる機会の充実に努めます。

③子育てOBのボランティア組織の育成

子育てOBボランティアなど、地域で子育てを支援する団体の設立や活動を支援します。

◆ 子育てOBボランティアの実施

子育てを支援するボランティア事業や団体を町社会福祉協議会と協力しながら立ち上げるよう取り組み、立ち上がった団体を支援します。

◆ 子育てOBボランティアの充実

子育てOBボランティアの在り方を検討し、活躍できる場を明確にした上で、育成や募集を行います。

④子育て家庭を支援する講座・教室等の充実

子育て家庭を支援する講座や教室について、内容の充実に努めるとともにニーズに合わせた、より効果的な開催を図ります。

◆ 子育て講座・子育て教室の充実

親子ふれあい教室や育児教室等の子育て家庭を支援する各種講座の充実に努めます。

◆ 子育て関連事業の土曜日・日曜日の開催

土曜日・日曜日の講座・教室等について町民のニーズを把握し、より効果的な実施を図ります。

⑤こどもたちと高齢者などの地域の大人との交流

こどもたちと高齢者などの地域の大人が交流できる場を充実させることで、こどもの健全育成を支援するとともに、高齢者の生きがいづくりにつなげます。

◆ 高齢者団体等との連携による高齢者との交流

園と高齢者団体等が連携し、こどもたちと高齢者が交流できる場の充実に図ります。また、地域の行事等にこどもたちが積極的に参加する、参加できる環境の整備を進めます。

◆ 川根本町型コミュニティ・スクール活動をととした地域の大人との交流

町内義務教育学校で行われるコミュニティ・スクール活動の地域クラブ活動や放課後活動等をととして地域の大人たちとの交流の場を増やし、こどもの健全育成を支援します。

⑥外に出ない（出られない）親への支援・フォロー

外に出ない（出られない）親が子育ての悩みを抱え込んでしまうことがないように、訪問等による支援の体制を整備します。

◆ 訪問支援の実施

産後約一ヶ月以内に、育児上重要な事項の指導を目的として、保健師等が自宅に訪問する新生児訪問を実施します。

◆ 産後うつ予防

新生児訪問や定例乳幼児相談等での発見や産婦が利用する病院、助産院等からの情報提供を活用し、産後うつ傾向の早期発見・早期支援に取り組みます。

また、支援が必要と判断された場合には、産後ケア事業の利用を勧め、産後の不安解消や軽減につなげていきます。

◆ SNSを活用した育児支援

SNSを活用した医師や助産師に相談ができるサービスを提供し、医療に係る子育ての不安解消を図ります。

◆ 心配な保護者への支援の実施

外に出ない（出られない）保護者の情報が確認された場合は、関係者を集め、当該保護者の情報を収集し、対応を検討し状況の改善につなげる支援を行います。

⑦こどもの養育を支援するサービスの充実

子育て世帯の家庭状況に合わせた支援が行えるよう一時預かりや養育支援訪問、養育支援相談事業をはじめとしたサービスの充実を図ります。

◆ 一時預かり事業

町内保育施設において、一時預かり事業を利用世帯の希望に沿った形で提供できる体制の構築に努めます。

◆ 養育支援訪問・相談の実施

保健師・保育士等が自宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う養育支援訪問や養育支援相談事業を実施します。

◆ ファミリー・サポート・センター事業の立ち上げ

現在、町では実施されていない、ファミリー・サポート・センター事業を実施するよう、事業の立ち上げに向けて関係団体等と協力しながら取り組みます。

(4) こどもの健全育成

①自分の健康づくりを身につける力の醸成

健康づくりに関する正しい知識の習得や健康習慣の定着化、健康な歯を保つための支援等を行うことで、健康づくりを身につける力をこどもたちが得られるように支援します。

◆ 健康づくりに関する意識の啓発

正しい食習慣や食材に関する情報などの健康づくりに関わる情報提供を行い、食を通した健康づくりの意識啓発を実施します。

◆ 歯科保健事業の推進

町内の歯科医師、歯科衛生士及び薬剤師等の協力を得ながら、歯科検診や歯科指導、フッ化物洗口やフッ化物塗布事業を実施し、こどもたちの健康な歯の維持を支援していきます。

②青少年健全育成事業

全国的に増加しているインターネット・SNS等に関連したトラブルも含め、こどもたちが危険な犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、講習会等による教育や、見守り活動を実施します。

また、こども・若者が権利の主体として、地域社会や学校生活等において、意見を表明でき、社会参画ができる環境を整備していきます。

◆ 青少年の健全育成

こどもたちの活動時間を考慮した効果的な補導活動を実施し、こどもたちの見守りを通した青少年の健全育成に努めます。

◆ インターネットの有害情報やメディア依存に関する情報教育

保護者がインターネット・SNS等のメディアの有益性と危険性について理解を深められる取組を検討し、実施していきます。

こどもたちには、インターネット・SNS等の活用の方法や有益性と危険性などを学校での学びをとおして、身につけられるような取組を行います。

◆ 社会参加や意見の表明機会の充実

こども・若者自らが権利の主体であることを広く周知し、こども・若者自身も自らが権利の主体であることを自覚できるように取り組みます。

また、町の高校生から、学校を介した意見表明が、意見を表明しやすい方法の一つという意見もあったため、学校の協力を得るなどして、こども・若者が安心して意見を述べるができる場や機会を創出し、併せて意見を持つための様々な機会の創設や支援を行います。

④ いじめ・非行・不登校などへの対応の充実

いじめ・非行・不登校、虐待などからこどもを守るため、地域や学校、教育委員会と連携して対策に取り組めます。

◆ 地域支援ネットワーク体制の整備

地域全体でこどもを支援する体制を作るため、こどもの様々な問題に関する支援を行うネットワークの構築、維持に努めます。また、こどもの居場所づくりにも取り組めます。

◆ 要保護児童連絡協議会の開催

いじめ・非行・ひきこもり・不登校に関する案件について、解決策を検討するため要保護児童連絡協議会の個別ケース会議等を実施するなど、仕組みと体制づくりに取り組めます。

◆ 校外の居場所づくり

通常の登校が困難なこどもに対する学びの場として、校内での居場所スペースの設置や町営の居場所、フリースペースO I D Eを開設し、併せて民間団体等による居場所の開設を支援するなど、こども自身が生きづらさを感じずに成長できる環境づくりを推進します。

④ 郷土を愛し誇りとすることこどもを育てる

こどもたちが郷土の文化や自然にふれあう機会を創出し、自分の生まれ育った地域に愛着と誇りを持てるようにします。

◆ 郷土愛を育む活動の実施

こどもが大人と一緒に取り組む学習会を計画し実施します。また、授業参観や行事への参加等、学校との連絡を密にし、こどもが郷土愛を育む環境を作っていきます。

⑤ 読書の習慣化

親とこどもが本を通じて触れ合う機会を提供するとともに、こどもたちの成長の節目に本を贈呈することで、町民全体の読書週間の定着化を図ります。

◆ ブックスタート・ブックステップ事業の実施

ブックスタート・ブックステップ事業を実施し、こどもが本に親しむ機会を作り、義務教育学校1年生、8年生を対象とした、ブックステップ事業も実施し、こどもが本に慣れ親しむ環境を作っていきます。

◆ 知育絵本贈呈事業の実施

0歳児、1歳6か月児を対象として、こども自身が主人公の絵本を贈呈し、親がこどもに絵本の読み聞かせを行うことで、こどもの言葉の理解、発達を後押しし、親子がふれあい、こどもが本に親しむきっかけや環境をつくっていきます。

第2節 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 就労支援、定住化の促進

①就職支援と起業支援

成人した若者が地元を離れずに生活が続けられるよう、就職や起業を支援します。

◆ 地元就職の促進

若者の地元就職を促進するため、関係機関と連携し就職に関する相談や情報提供に取り組めます。

◆ 起業への支援

起業支援セミナー等の講座開催や起業に係る補助金制度を活用し、町内における企業を支援します。

◆ 地域の活力の創出

地域の課題解決を支えるソーシャルビジネスやコミュニティビジネスへの支援などを通じて、地域の活力の創出に取り組めます。

②定住化の促進

地域の活力を増進するため、若年層の定住促進に取り組めます。

◆ 若者定住促進住宅の整備や改修・維持管理

当町に住みたい若者を支援していくために、若者定住促進住宅の整備や改修・維持管理に取り組み、若者の定住を図っていきます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

①仕事と子育てが両立できる保育体制等の充実

多様な働き方に対応した保育サービスを提供できるよう、ボランティアとの連携も含め、保育体制の充実を図ります。

◆ 保育体制の充実

一時預かりサービスが希望通り利用できる体制や仕組みづくりに取り組めます。

◆ 子育てOBボランティアの実施（再掲）

子育てを支援するボランティア事業や団体を町社会福祉協議会と協力しながら立ち上げるよう取り組み、立ち上がった団体を支援します。

②働きやすい環境づくりに向けた企業への働きかけ

働きやすい環境づくりに関する啓発を実施するとともに、先進的な取組や優良事例についての情報発信に取り組みます。

◆ 企業への働きかけの実施

ワーク・ライフ・バランスの実現を推進していくため、町内の企業に対し情報提供や啓発などの取組を行います。

◆ 企業情報の収集と提供

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の事例収集とその優良事例の発信に努めます。

◆ 役場内における働きやすい環境づくり

仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、役場内においても働き方改革や育児休業の取得勧奨など労働環境の整備に取り組みます。

(3) 出会い・結婚支援の充実

①出会い・結婚支援の充実

結婚を希望する若者への出会いの場の提供や、結婚した夫婦の新生活開始に係る費用の支援を行います。

◆ 交流イベントの実施

ふれあいや縁結びに関する事業を実施し、地域の若者の交流機会の場づくりを推進します。

◆ 結婚新生活への支援

新婚世帯を対象に結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の住居費や引っ越しの費用など）を支援します。

◆ 県、市町が運営する結婚支援拠点サービスの活用

静岡県と市町が実施する、結婚を希望する若者をサポートするための結婚支援拠点、ふじのくに出会いサポートセンターが提供するサービスを周知し、活用の支援をするなどして、若者の結婚を応援します。

第3節 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

①児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応の体制づくり

乳幼児や児童に対する虐待の発生予防と早期発見・早期対応の体制を整備します。

◆ 要保護児童等対策地域協議会の設置

要保護児童等対策地域協議会を設置し、児童虐待防止の取組を進めます。

◆ 主任児童委員の資質向上

児童福祉担当者と主任児童委員が連絡を取り合う環境を作り、町と主任児童委員が情報を共有する体制を作ります。また、町民が主任児童委員に相談しやすい環境の整備に取り組みます。

◆ 養育訪問事業の実施

事業や健診等を活用して、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、訪問などを通して適切な支援につなげます。

◆ 体罰によらない子育ての推進

教育機関や保育所、地域の連携を図り、保護者に情報を提供し、体罰によらない子育ての実現を進めます。

②関係機関との連絡調整

児童相談所や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化し、情報共有を密にすることで、虐待の未然防止及び早期発見・早期対応につなげます。

◆ 児童相談所との連携

児童相談所が実施する研修への参加などを通して職員間の面識を醸成し、町と児童相談所との連携を強化します。

◆ 地域との連携

地域で虐待が発見された場合は、早急に関係者を集め情報共有し、調整や支援対応を開始するとともに、児童相談所などの関係機関に支援を受けながら適切に対応するよう努めます。

◆ 関係各課、医療機関との連携

庁内関係各課や医療機関、またこどもと関わる機関との連携を図り、虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。

◆ 里親家庭への支援

里親制度について、制度の啓発、養育力向上のための研修への支援、里親に関する相談・支援に取り組みます。

(2) 厳しい環境に置かれたこども・若者への支援

①ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への経済支援に取り組むとともに、就労や養育費確保など必要な支援につなげられるよう、情報提供を充実させます。

◆ 自立促進事業の実施

ひとり親家庭であっても、児童の健全育成が図られるよう制度等を活用し支援します。

◆ 相談体制・情報提供体制の充実

様々な相談先を整備するとともに、ひとり親家庭に対して周知し、気軽に相談できる環境の整備と支援体制を強化します。

②こどもの貧困への支援

こどもが経済的な問題により教育における格差が生じたり、将来が閉ざされたりすることがないように、こどもの貧困への支援を行います。

◆ 関係機関との連携

保育園や学校などの関係機関と連携し、こどもの貧困に対し、早い段階で対応が行えるよう取り組みます。併せて、こどもの貧困に対応する方策を検討し、支援につなげることができるよう体制の整備に取り組みます。

◆ 学用品費や給食費等の援助

支援を必要とする世帯に支援が行き届くよう、保護者が理解しやすい制度情報の提供と手続きの簡素化に努め、学校等とも連携した取組を進めていきます。

③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの状態にあるこどものSOSを把握し、必要な支援につなげます。

◆ 関係機関との連携

ヤングケアラーに関わる可能性がある関係機関に向けて情報提供を呼びかけ、こどもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげていきます。

④こども食堂等の取組への支援

こども食堂等の取組に対し、継続的な実施や取組を開始したい人たちが活動を行えるよう支援します。

◆ こども食堂の実施への支援

こども食堂を実施する団体に対し、活動の継続ができるよう、町や社会福祉協議会などの関係機関で情報提供や相談支援を行い、併せて実施に係る費用助成等も検討します。

⑤児童・生徒への学習の機会の確保や学びの継続への支援

義務教育学校への不登校や高校の中退などの予防を通した、児童・生徒の学びの機会を確保する支援を行います。

◆ 校外の居場所づくり（再掲）

通常の登校が困難な子どもに対する学びの場として、校内での居場所スペースの設置や町営の居場所、フリースペースO I D Eを開設し、併せて民間団体等による居場所の開設等を支援するなど、こどもの健全な育成を支援し、こども自身が生きづらさを感じなくて済む環境づくりを推進します。

◆ スクールカウンセラーに相談できる環境の整備

先生や友だちに知られずにスクールカウンセラーに相談できる仕組みの構築に取り組めます。

◆ 高校中退の予防への取組等

高校中退の予防のために、教育委員会、学校、地域社会、家庭が連携し支援を行う体制構築に取り組めます。また、高校を中退したこどもが新たな道を切り開くために必要な支援が適切に行われるよう検討します。

（３）外国人幼児・児童等への支援の充実

①外国人幼児・児童等への支援の充実

海外から帰国したこどもや外国籍のこどもが、教育・保育事業から取り残されないよう、支援します。

◆ 保護者やこどもへの支援

日本語の理解が困難な保護者や児童が、サービス等を利用するうえで、必要な情報を得ることができサービス等を活用できる環境を整備するよう、I C T技術等の活用をはじめ、様々な取組みを進めます。また、外国籍児童に対し、継続的に町教育委員会と学校、支援員等が連携して日本語習得の支援を行います。

◆ 教育・保育施設への支援

日本語の理解が困難で、日本語指導が必要な児童が増えた場合の対応について検討を行い、教育・保育施設における適切な日本語指導が行えるよう取り組みます。

（４）障がい児への支援の充実

①障がい児への支援の充実

障がいのあるこどもや医療的ケア児など、専門的な支援を必要とするこどもに対し、必要な支援につなげられるよう情報提供等を行います。

◆ 障がい福祉サービスに関する相談・情報提供

障がいのあるこどもやその保護者が、気軽に養育等の相談が行えるよう相談支援体制を強化し、併せて、行政、病院、子育て支援施設、保育園及び相談サービス提供事業者等が連携し、情報を共有するなどして、障がいのあるこどもが必要な支援を受けられるよう取り組みます。

◆ ライフステージに応じた切れ目ない支援

就学支援委員会を設置し、その中で児童・生徒の支援方針等を検討し、適切な支援、養育につながる仕組みを構築し、障がいのあるこどもの成長の過程に応じ、切れ目のない支援を行います。

◆ 児童発達支援センターの整備

近隣市町や関係機関、サービス提供事業者等と連携し、障がいのあるこどもを総合的に支援する児童発達支援センターの整備に向けて取り組みます。

（５）困難を抱えるこども・若者やその家族に対する支援体制の充実

①困難を抱えるこども・若者やその家族に対する支援体制の充実

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族を適切な支援につなげます。

◆ 相談体制の充実

困難を抱えるこども・若者やその家族に対し適切な相談機関や支援制度の情報を提供し支援を行う、こどもに関する総合相談窓口となるこども家庭センターの設置に向けて取り組みます。

◆ 校外の居場所づくり（再掲）

通常の登校が困難なこどもに対する学びの場として、校内での居場所スペースの設置や町営の居場所、フリースペースＯＩＤＥを開設し、併せて民間団体等による居場所の開設支援等を行い、こども自身が生きづらさを感じなくて済む環境づくりを推進します。

◆ 児童・生徒の声を受け止める環境づくり

役場、教育委員会、学校、相談機関は、児童や生徒の悩みの相談を受けた場合やアンケート等で悩みの記載されたものを確認した場合に、大人の感覚や考えで判断せず、その訴えを受け止め、寄り添う対応を行うことを再確認し、児童・生徒が「話しても大丈夫」、「相談したら受けとめてもらえる」と感じ、相談を受けた先生や機関が信頼され、相談がしやすい環境の醸成に取り組みます。

第4節 子育てができる環境づくり

(1) 子育て世帯が子育てしやすい環境の整備

①経済的な支援

経済面の懸念がこどもを産み育てる上での妨げとならないよう、児童手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化等の経済支援を充実させます。

◆ 児童手当の支給

高校卒業前までの児童を養育する保護者に対し、児童手当を適切に支給します。

◆ こども医療費等の支援

高校卒業前までの児童を対象に医療費助成を行い、児童の健全育成を図ります。

◆ 幼児教育・保育の無償化

国の方針及び基準に合わせた保育料等の減額や町独自の減免策を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を行い、児童の健全育成を図ります。

②こどもの遊ぶ機会の充実

こどもが豊かな心を育む上での原点となる、多様な遊びを体験できるよう、川根本町全体をフィールドとした遊ぶ機会の提供や遊びに関する情報提供の充実に取り組みます。

◆ 川根本町全体をフィールドとした遊ぶ機会の提供

町内の既存施設を活用してこどもが遊べる環境整備を進めます。また、町や町教育委員会が行う事業において、町内の自然を活用した遊びが体験できるように取り組みます。

◆ 遊びに関する情報提供の充実

子育て世帯やこどもが、町内で遊ぶことができる場所の情報を得やすい環境を整備します。

③こどもや子育て家庭の居場所の整備

こどもが楽しく安全に過ごせる遊び場や子育て世代の交流拠点などを提供するため、町内の施設や設備の整備に取り組みます。

◆ 子育てに関する施設や仕組みの充実

こどもや子育て家庭のニーズを確認しながら、公園などの遊び場、保育施設・子育て支援施設などの施設やその設備について、より良い環境を提供できるよう、整備や改修・維持管理に取り組みます。また、施設の整備だけでなく、プレイカーの導入やプレイリーダーの育成支援なども検討し、当町に合った子育てに関する仕組みや設備の充実に取り組みます。

(2) 安心・安全な子育て環境の充実

①交通安全対策の充実

安全な通園・通学環境を確保するため、道路環境の整備に取り組むとともに、町内全体の交通安全意識を高めます。

◆ 道路環境の整備

学校や地域等から通学路における危険箇所の情報が入った場合は、関係者で協力し、危険の解消を図り、安全対策に努めていきます。

◆ 交通安全に関する意識の啓発

こども及び保護者に対し、交通安全に関する講習や啓発を行い、交通安全意識を高めます。

②防犯体制の充実

こどもが事件に巻き込まれることを未然に防ぐため、地域や警察等と連携して防犯体制を強化するとともに、教育・保育施設においても防犯マニュアルの整備等を進めます。

◆ 地域と連携した防犯体制の整備

防犯に関する啓発活動、犯罪発生情報の提供等を様々な形で行い、地域と連携して防犯体制の整備を進めます。

◆ 教育・保育施設等における防犯体制の整備

防犯に関する啓発活動や連携強化を図り、教育・保育施設における防犯体制を整備し、併せて、有事の際に適切な判断が行えるようマニュアルの整備と整備後の見直しを進めます。

③地域医療体制の充実

町内における一次医療体制と、近隣市町との広域連携体制を強化し、こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供に取り組みます。

◆ 町内における一次医療体制の充実

町内医療機関の相互連携に取り組み、併せて医療従事者の確保の取組を継続し、移住などによる有資格者の積極的な活用も進めます。

◆ 医療の広域連携体制の構築

近隣市町との広域連携協議会を中心に意見調整を行い、中核病院への受け入れ態勢を維持・整備していくとともに、遠隔診療に取り組める診療所を確保していきます。

◆ こども医療費等の支援（再掲）

高校卒業前までの児童を対象に医療費助成を行い、児童の健全育成を図ります。

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保の方策

第1節 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(2) 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園に係る負担感、各地区のこどもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮します。

(3) 当町における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、当町では町域全域を1区域として、教育・保育提供区域を設定します。

第2節 こども数の推計

令和11年までのこども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに減少傾向が見込まれ、こども数は減少していくものと推計されます。

<こども数の推計>

単位：(人)

	実績値	将来推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	12	12	12	11	10	9
1歳	19	13	13	13	12	11
2歳	13	19	13	13	13	12
3歳	10	12	18	12	12	12
4歳	22	10	12	18	12	12
5歳	16	22	10	12	18	12
0歳～5歳	92	88	78	79	77	68
6歳	16	18	22	11	13	19
7歳	25	16	18	22	11	13
8歳	21	25	16	18	22	11
9歳	28	22	26	17	19	22
10歳	25	27	21	24	16	18
11歳	32	25	27	21	24	16
6歳～11歳	147	133	130	113	105	99
0～11歳	239	221	208	192	182	167

※推計方法：コーホート変化率法

第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保方策及び実施時期は次のとおりとします。

（１）１号認定・２号認定（教育ニーズ）

<事業内容>

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定（教育ニーズ）	0	0	0	0	0
他市町委託分	0	0	0	0	0
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 （幼稚園）	0	0	0	0	0
確認をうけない幼稚園	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 （認定こども園）	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

特定教育・保育施設（幼稚園）は定員が70名の園が、町内に1園ありますが、令和5年度以降休園となっています。

近年、3歳児から利用が可能な特定教育・保育施設（幼稚園）の利用を希望する家庭が減少しており、今計画期間においては、量の見込みが0人となっています。

(2) 2号認定＜幼児期の学校教育の利用よりも保育希望が強い児童＞

＜事業内容＞

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

＜量の見込みと確保の内容＞

単位：（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	46	42	44	44	38
川根本町内	44	40	42	42	36
他市町委託分	2	2	2	2	2
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	82	64	64	64	64
特定教育・保育施設 （保育所）	82	64	64	64	64
特定教育・保育施設 （認定こども園）	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	36	22	20	20	26

＜量の確保方策＞

令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3施設ありますが、私立園1施設について、令和8年度以降の実施が未確定です。このため、令和8年度以降の提供可能量については、町立園のみの64名としています。

町内での量の見込みの最大値である必要利用定員総数44人に対し、受け入れ可能人数は上回っています。

(3) 3号認定<0歳>

<事業内容>

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	3	3	3	3	3
川根本町内	3	3	3	3	3
他市町委託分	0	0	0	0	0
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	12	9	9	9	9
特定教育・保育施設 (保育所)	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	9	6	6	6	6

<量の確保方策>

令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3施設ありますが、私立園1施設について、令和8年度以降の実施が未確定です。このため、令和8年度以降の提供可能量については、町立園のみの9名としています。

量の見込みの最大値である必要利用定員総数9人に対し、受け入れ可能人数は同数で、受け入れ対応が可能となっています。

(4) 3号認定<1歳>**<事業内容>**

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	9	9	9	9	8
川根本町内	9	9	9	9	8
他市町委託分	0	0	0	0	0
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	23	18	18	18	18
特定教育・保育施設 (保育所)	23	18	18	18	18
特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	14	9	9	9	10

<量の確保方策>

令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3施設ありますが、私立園1施設について、令和8年度以降の実施が未確定です。このため、令和8年度以降の提供可能量については、町立園のみの18名としています。

量の見込みの最大値である必要利用定員総数12人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、受け入れ対応が可能となっています。

(5) 3号認定<2歳>

<事業内容>

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	17	11	11	11	10
川根本町内	17	11	11	11	10
他市町委託分	0	0	0	0	0
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	23	19	19	19	19
特定教育・保育施設 (保育所)	23	19	19	19	19
特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	6	8	8	8	9

<量の確保方策>

令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3施設ありますが、私立園1施設について、令和8年度以降の実施が未確定です。このため、令和8年度以降の提供可能量については、町立園のみの19名としています。

量の見込みの最大値である必要利用定員総数19人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、受け入れ対応が可能となっています。

<3号認定の保育利用率>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳人口	44	38	37	35	32
0～2歳保育利用者	29	23	23	23	21
保育利用率（％）	65.9	60.5	62.2	65.7	65.6

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保方策及び実施時期は以下のとおりとします。

（１）時間外保育事業

<事業内容>

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	9	9	9
②確保の内容	0	0	0	0	0
差（②－①）	△9	△9	△9	△9	△9

<量の確保方策>

令和6年度時点での当該事業の実績はありません。

ニーズ調査の結果では若干の需要があるため、周辺市町との連携も視野に入れながら受け入れ体制を検討します。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

<事業内容>

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)
差(②-①)	△ 1 (0)	△ 1 (0)	△ 1 (0)	△ 1 (0)	△ 1 (0)

※ () は広域での対応

<量の確保方策>

令和6年度時点での当該事業の実績はありません。

事業実施が行える施設との契約を行い、対応していきます。

(3) 地域子育て支援拠点事業

<事業内容>

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援し、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1, 355	1, 170	1, 139	1, 078	985
②確保の内容	1, 355	1, 170	1, 139	1, 078	985
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

令和6年度時点で子育て支援施設にて当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和7年度の1,355人回に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(4) 一時預かり事業

<事業内容>

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的にこどもを預けることができ、保育所等で実施しています。

①幼稚園（在園児対象型）の一時預かり

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

令和5年度時点で特定教育・保育施設が休園となっており、当該事業も実施していない状況です。必要に応じて今後の実施を検討します。

②教育・保育施設を利用した（在園児対象型を除く）一時預かり

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	73	76	76	65
②確保の内容	100	100	100	100	100
差(②-①)	20	27	24	24	35

<量の確保方策>

令和6年度時点で特定教育・保育施設にて当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和7年度の80人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(5) 病児・病後児保育事業

<事業内容>

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	282	250	253	247	218
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	△282	△250	△253	△247	△218

<量の確保方策>

ニーズ調査の結果では需要がありますが、令和6年度現在、町内に委託可能な医療機関・施設がないため、実績はありません。

町内で当該事業を実施する医療機関・施設を確保することが難しいため、周辺市町との連携も視野に入れながら受け入れ体制を検討します。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

<事業内容>

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

令和6年度現在、実績はありません。

令和7年度以降も実施の予定はありませんが、町民のニーズを見極め、必要に応じて今後の実施を検討します。

(7) 利用者支援事業

<事業内容>

こどもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」の3つの類型があります。

<量の見込みと確保の内容>

「こども家庭センター型」

単位：(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1
差(②-①)	△1	0	0	0	0

<量の確保方策>

令和6年度現在、役場健康福祉課および子育て支援施設「こもれび」、「ひだまり」が同様の役割を担っていますが、役場健康福祉課での「こども家庭センター型」設置に向けて体制の整備を進めます。

また、計画期間中において、子育て支援施設等を候補に、地域子育て相談機関および利用者支援事業（基本型）の実施について検討します。

(8) 妊婦健診

<事業内容>

妊婦の健康とおなかの赤ちゃんのすこやかな成長及び安全な出産を応援するため、妊婦健診の費用を助成する事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	11	10	9
②確保の内容	12	12	11	10	9
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

すべての妊婦に対して実施します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業**<事業内容>**

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援の情報提供をし、子育ての助言を行い、支援が必要な場合は行政につなげる事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	11	10	9
②確保の内容	12	12	11	10	9
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

すべての乳児のいる家庭に対して実施します。

(10) 養育支援訪問事業**<事業内容>**

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	5	5
②確保の内容	6	6	6	5	5
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

必要性が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**<事業内容>**

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	68	69	58	55	56
小学1年生（6歳）	15	19	7	11	16
小学2年生（7歳）	11	14	17	7	10
小学3年生（8歳）	14	10	12	15	6
小学4年生（9歳）	11	13	8	11	12
小学5年生（10歳）	14	9	11	7	9
小学6年生（11歳）	3	4	3	4	3
②確保の内容	70	70	70	70	70
差（②－①）	2	1	12	15	14

<量の確保方策>

令和6年度時点で町内2箇所にて当該事業を実施しており、70人受け入れが可能です。

登録者数の見込みに対して定員数が上回っており、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(12) 子育て世帯訪問支援事業**<事業内容>**

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

令和6年度時点で実施は予定していませんが、家事や子育てに対して不安や負担を抱えている家庭については、関係機関と連携し必要に応じて個別に訪問するなどの対応をしながら、実施について検討します。

(13) 児童育成支援拠点事業**<事業内容>**

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

令和6年度時点で実施は予定していませんが、関係機関と情報共有しながら児童の状況の把握に努め、当該事業の実施について検討します。

(14) 親子関係形成支援事業**<事業内容>**

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

令和6年度時点で実施は予定していませんが、子育てに関して悩みや不安を抱える保護者とその児童の状況について把握しながら、ニーズに応じて実施を検討します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業**<事業内容>**

妊婦及びその配偶者等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談、その他の援助を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	36	36	33	30	27
妊娠届出数(組)	12	12	11	10	9
1組当たり面談	3	3	3	3	3
②確保の内容	36	36	33	30	27
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

健康福祉課にて対応します。引き続き、切れ目のない相談支援体制の確保に努めます。

(16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)**<事業内容>**

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
②確保の内容	0	3	3	3	3
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

法律に基づく新たな給付制度となる令和8年度からの実施に向けて、国が示す制度設計等に基づいて実施形態や体制を検討します。

(17) 産後ケア事業**<事業内容>**

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
差(②-①)	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

近隣市町の助産所や病院等に委託し、事業を実施していきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**<事業内容>**

生活保護受給世帯等を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき学用品や学校給食費等、就学に要する費用の一部を補助します。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**<事業内容>**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。教育・保育ニーズの把握に努め、必要性が認められる場合には導入を検討します。

第5節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

国の基本方針を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を検討する必要があります。現在、川根本町には認定こども園はありません。しかし、ニーズ調査の結果をみるとわずかですがニーズは存在します。現計画期間においては、認定こども園への移行や園の新設は予定していませんが、今後事業所などの意向や町民のニーズを踏まえ、移行や園の新設を検討していきます。

また、保育園の園児が義務教育学校に、義務教育学校の児童・生徒が保育園に、それぞれの施設に訪問するなどの機会をつくり、各施設の様子や雰囲気を確認することで、こどもたちが成長することに対しワクワク感を持てたり、自分の成長を確認できる環境を整備し、保育園の保育士と義務教育学校の先生は、交流や勉強会を行うなどして、それぞれの取組を知ること、学校や保育園での活動等に生かしたり、保育園と義務教育学校の接続を円滑に進めるためのきっかけをつかみ、こどもたちの学びが成長に応じて、これまで以上に広がる仕組みづくりに取り組みます。

第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付認定制度が新設されました。この制度では、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等が給付の対象となります。

この制度の給付については保護者の利用意向を確認し、保護者の利便性や経済的負担の軽減等を勘案しつつ施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組み、給付や手続きの方法について検討します。

第6章 計画の推進

第1節 推進体制

計画策定時の担当課、健康福祉課だけでなく、庁内関係各課と連携しながら、円滑かつ柔軟に計画を推進していきます。また、町内の保育所・幼稚園・学校・地域等との連携を強化することで、町全体で子育てを支援していく体制を整備します。

第2節 計画の点検・評価

計画の具体的な進行を確認するため、子ども・子育て会議を開催し、進捗状況の把握や新たな取組などの検討を行っていきます。また、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。

また、こどもに対し学校などの協力を得たり、こどもが集まる事業等を活用し、計画の取組状況を情報発信し、その中で計画に対する意見も聞き取ります。また、広報やホームページへの掲載などにより進捗状況を定期的に公表することとし、住民の声を反映できる体制により計画を推進していきます。

川根本町こども計画

発行日：令和7年3月

編集・発行：川根本町 健康福祉課

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627

TEL：0547-56-2224（直通） FAX：0547-56-1117